

返戻金制度について

(返戻金制度に関する制度)

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に 返還します。

(1)入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 70%を返還するものとする

(2)入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書に別の定めをする場合があります。

以上